

# ドイツにおける財政規律強化のための基本法の規定

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 渡辺 富久子

## 【目次】

はじめに

I 予算制度の要点

II 財政ガバナンス

1 1960年代後半の基本法改正—財政政策による景  
気制御—

2 2009年の基本改正—財政規律の強化—

おわりに—最近の動向—

翻訳：ドイツ連邦共和国基本法(抄)

基本法第115条の実施に関する法律

財政安定化評議会の設置及び財政非常事態の回  
避に関する法律

財政健全化援助の供与に関する法律

## はじめに

ドイツにおいては、ドイツ連邦共和国基本法(日本の憲法に相当する。以下「基本法」という。)の「第10章 財政制度」において、連邦と州の財政上の関係(基本法第104a条及び第

104b条。以下、本稿において条番号を掲げた場合は、基本法を指す。)税制(第105条～第108条)、連邦及び州の予算運営(第109条及び第109a条)、連邦の予算制度(第110条～第115条)に関する規定が置かれている。

連邦の財政に関する主要な法律は、経済安定成長促進法<sup>(1)</sup>、予算原則法<sup>(2)</sup>及び連邦予算法<sup>(3)</sup>である。経済安定成長促進法は、経済の統合的なバランスを維持することを目指す財政政策の根拠となる法律である。予算原則法は連邦及び州の予算の原則を定めており、連邦予算法は、当該原則に則って、連邦の予算に関する細則を定めている。

ドイツの財政規律は、財政収支均衡の原則である(赤字ルール<sup>(4)</sup>)。財政収支の均衡を実現するために、基本法には、毎年の新規起債(以下「起債」という。)<sup>(5)</sup>の上限(第109条及び第115条)、財政安定化評議会(109a条)、財政力の弱い州に対する財政健全化援助(第143d条)が定められている<sup>(6)</sup>。これらを実施する連邦法として、基本法第115条の実施に関する法律<sup>(7)</sup>、財

(1) Gesetz zur Förderung der Stabilität und des Wachstums der Wirtschaft vom 8. Juni 1967 (BGBl. I S.582).

(2) Gesetz über die Grundsätze des Haushaltsrechts des Bundes und der Länder (Haushaltsgrundsätzegesetz - HGrG) vom 19. August 1969 (BGBl. I S.1273).

(3) Bundeshaushaltsordnung (BHO) vom 19. August 1969 (BGBl. I S.1284).

(4) 財政ガバナンスに係るルールの種類については、この特集号所収の吉本紀「特集「財政ガバナンス」序」を参照。

(5) 「起債」、「財政安定化評議会」、「財政健全化援助」は、後掲のドイツ連邦共和国基本法(抄)の翻訳では、それぞれ「信用からの収入」、「安定評議会」、「財政強化援助」に相当する。

(6) これらの基本法の規定については、山口和人「ドイツの第二次連邦制改革(連邦と州の財政関係)(1)—基本法の改正」『外国の立法』no.243, 2010.3, pp.3-18を参照。〈[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1166438\\_po\\_024301.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166438_po_024301.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)〉ドイツの州を含む各憲法における公債規定については、石森久広「ドイツにおける憲法上の公債規定の変遷と公債制御」『西南学院大学法学論集』46(1), 2013.5, pp.134-109も参照。以下、インターネット情報は、2014年11月28日現在である。

(7) Gesetz zur Ausführung von Artikel 115 des Grundgesetzes (Artikel 115-Gesetz - G 115) vom 10. August 2009 (BGBl. I S.2704). 解説は、渡辺富久子「ドイツの第二次連邦制改革(連邦と州の財政関係)(2)—財政赤字削減のための法整備—」『外国の立法』no.246, 2010.12, pp.86-95を参照。〈[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050576\\_po\\_02460004.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050576_po_02460004.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)〉

政安定化評議会の設置及び財政非常事態の回避に関する法律<sup>(8)</sup>並びに財政健全化援助の供与に関する法律<sup>(9)</sup>がある。

本稿では、第 I 章で予算制度の概要を紹介し、第 II 章で基本法における財政規律に関する規定の変遷を紹介する。末尾に、基本法の財政規律に関する規定、基本法第 115 条の実施に関する法律、財政安定化評議会の設置及び財政非常事態の回避に関する法律並びに財政健全化援助の供与に関する法律の翻訳を付す。

## I 予算制度の要点

ドイツは連邦制の国であり、連邦及び州はその予算運営において独立し、相互に依存しない(第 109 条第 1 項)。以下では、連邦の予算制度の概要を紹介する。

予算は単年度主義で、その会計年度は暦年である。予算は、連邦政府が策定する。連邦予算法が定める予算策定手続は、各省庁の概算要求を連邦財務省がとりまとめ、連邦政府が決定するというボトムアップ方式であるが、2009 年に起債の上限を設ける規定が基本法に定められたことに伴い(詳細は後述)、現在は、トップダウン方式が加味されている<sup>(10)</sup>。

このトップダウン方式によれば、連邦政府は、前々年度の 10 月から税収や景気の子測等の見積りを始め、前年度の 3 月に予算の骨子(Eckwertebeschluss)を決定する<sup>(11)</sup>。骨子では、各省庁の歳入額及び歳出額が示され、これがその後に行われる予算策定手続を拘束する。骨子の作成に当たっては、起債の上限額、社会保障給付、義務的経費、前年度以前の契約による後年度負担、重点政策が特に考慮される。

予算は、会計年度が始まる前に、予算法律(Haushaltsgesetz)によって確定される。予算法律案には予算<sup>(12)</sup>が付され、5 か年の財政計画(Finanzplan)<sup>(13)</sup>とともに、前年度の 9 月に連邦議会に提出される<sup>(14)</sup>。連邦議会においては、予算委員会(委員 41 名)の審査が中心となる。予算委員会では、省庁別予算に対応した分科会が設置され、詳細な審査が行われる。予算委員会が個別の科目の金額を修正することもしばしばある<sup>(15)</sup>。委員会審査の後、予算法律案は、連邦議会により議決される。

## II 財政ガバナンス

ドイツにおいては、第一次世界大戦後のハイパーインフレーションの経験から、1949 年の

(8) Gesetz zur Errichtung eines Stabilitätsrates und zur Vermeidung von Haushaltsnotlagen (Stabilitätsratsgesetz - StabiRatG) vom 10. August 2009 (BGBl. I S.2702).

(9) Gesetz zur Gewährung von Konsolidierungshilfen (Konsolidierungshilfengesetz - KonsHilfG) vom 10. August 2009 (BGBl. I S.2705).

(10) 2010 年 7 月 7 日の連邦政府の決定による。Bodo Leibinger et al., *Öffentliche Finanzwirtschaft: Ein Grundriss für die öffentliche Verwaltung in Bund und Ländern*, Heidelberg: Decker, 2014, S.157.

(11) 2015 年度予算の骨子は、連邦財務省のウェブサイトに掲載されている。〈[http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Pressemitteilungen/Finanzpolitik/2014/03/2014-03-12-PM8-bundshaushalt-anl3.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=2](http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Pressemitteilungen/Finanzpolitik/2014/03/2014-03-12-PM8-bundshaushalt-anl3.pdf?__blob=publicationFile&v=2)〉

(12) 予算は、総予算(Gesamtplan)及び省庁別予算(Einzelpläne)から構成されるが、予算法律案に付されるのは総予算のみである。

(13) 5 か年の財政計画は、現在年からの 5 年である。例えば、2015 年度予算には、2014 年度から 2018 年度までの財政計画が対応する。

(14) 予算法律案は、同時に連邦参議院にも送付され、連邦参議院は 3 週間以内に、当該予算法律案に対して意見を表明することができる。連邦参議院は、連邦議会が議決した予算法律案を議決する。

(15) Bodo Leibinger et al, *op. cit.* (10), S.162.

ドイツ連邦共和国（西ドイツ）創設以来、インフレーションの危険を未然に防ぐこと及び通貨の価値を維持することが財政政策の基調であった<sup>(16)</sup>。財政収支均衡の原則は、基本法制定時からその第110条（連邦の予算）<sup>(17)</sup>に定められている。当時の起債の要件は、第115条（連邦の起債）において、「非常の需要がある場合に<sup>(18)</sup>」、原則として「特定の支出目的に限り」起債を行うことができるとして定められていた<sup>(19)</sup>。

その後、基本法の財政規律に関する規定は、1960年代後半と2009年に大きく改正された。財政規律は、2009年の基本法改正及びその後のEUの動向により強化され<sup>(20)</sup>、現在は多くの関連規定を根拠として、財政収支均衡に向けた努力が行われている。本章では、基本法における財政規律に関する規定の変遷を紹介する（末尾の表を参照）。なお、以下の記述のうち、1990年の東西ドイツ統一までの状況は、西ドイツのものである。

## 1 1960年代後半の基本法改正—財政政策による景気制御—

戦後ドイツの経済政策は、社会的市場経済（Soziale Marktwirtschaft）の理念による。この理念によれば、市民に自由や競争を保障することにより、その経済的な潜在力を活かした成長が可能となるのであり、国家の役割は、そのための秩序を定めることである<sup>(21)</sup>。このような社会的市場経済の理念に従い、戦後の景気制御は主に金融政策により担われ、財政政策は公共支出を賄うために必要な範囲で行われていた<sup>(22)</sup>。

1950年代から60年代初めにかけての奇跡的な経済復興期の後、経済成長に陰りが見え始め、経済成長率が鈍化した。この状況は危機として捉えられ、金融政策のみにより景気の制御を行う政策が見直された<sup>(23)</sup>。景気制御のために財政政策の手法をも用いることを可能とするために、1967年に基本法第109条（連邦及び州の予算運営）が改正された<sup>(24)</sup>。この改正により、「連邦及び州は、経済全体のバランスを考慮した予

(16) 高木正剛「西ドイツの財政とその金融政策」『マネジメント』12(5), 1953.5, p.22.

(17) 制定時には、第110条第2項第2文に「予算は、歳入及び歳出を均衡させなければならない。」とあったが、現在の条文では、第110条第1項第2文である。

(18) 1969年までは、一般予算と特別予算（außerordentlicher Haushalt）があった。この区分は収入源によるもので、一般予算には税金等による通常の収支が計上され、特別予算には、起債等の非常な（außerordentlich）資金調達による収支が計上された。1969年の基本法改正により、特別予算はなくなり、一般予算に統一された。BT-Drs. V/3040, S.39.

(19) 実態としては、「非常の需要」及び「特定の支出目的」の明確な概念規定がなかったため、政府需要のうち經常予算で賄うことができないもの全てに対して、これら概念が適用されていた。「西ドイツ財政の現状と問題点」『日本銀行調査月報』1965.12, p.41.

(20) 2013年1月1日に発効したEUの財政協定をドイツ国内で実施するために、2013年に次の法律が制定され、同年7月19日に施行された。Gesetz zur innerstaatlichen Umsetzung des Fiskalvertrags vom 15. Juli 2013 (BGBl. I S.2398). ドイツの中期財政目標（一般政府の赤字を名目GDP比0.5%以内とすること）を定める予算原則法の改正、この基準の遵守を監視する委員会を財政安定化評議会に設置するための財政安定化評議会の設置及び財政非常事態の回避に関する法律の改正がその主要内容である。

(21) Jürgen Löwe, *Die Verantwortung der Ordnungspolitik: Der Wandel der Sozialen Marktwirtschaft in der Zeit und Ansätze zu Ihrer Revitalisierung*, Konrad-Adenauer-Stiftung, 2006, S.6f. <[http://www.kas.de/wf/doc/kas\\_9656-544-1-30.pdf?080424115922](http://www.kas.de/wf/doc/kas_9656-544-1-30.pdf?080424115922)>

(22) Volker Arnold und Otto-Erich Geske (Hrsg.), *Öffentliche Finanzwirtschaft*, München: Verlag Franz Vahlen, 1988, S.47.

(23) BT-Drs. V/890, S.8. 法案の提案理由書によれば、当時、経済成長率の鈍化とインフレが同時に起こり、財政政策により経済状況をコントロールすることが検討された。

(24) Fünfzehntes Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes vom 8. Juni 1967 (BGBl. I S.581). この改正により、社会的市場経済の原則に基づく財政政策に、ケインズ主義的な有効需要管理政策の要素が加えられたとされている。黒川洋行『ドイツ社会的市場経済の理論と政策—オールド自由主義の系譜—』関東学院大学出版会, 2012, pp.21-22.

算運営を行わなければならない。」(第109条第2項の新設)という原則が定められた。

この原則を実施するために制定された経済安定成長促進法の第1条によれば、「経済全体のバランス」とは、物価の長期安定、高雇用、国際収支均衡及び恒常的な経済成長が同時に達成されている状態である。

この財政改革は1969年の基本法改正<sup>(25)</sup>に引き継がれ、起債の要件を定める第115条が改正された。1969年の改正により、景気に応じて需要を創出するための起債が可能となり、起債の上限額は、「予算に計上された投資総額」とされた。ただし、「経済全体のバランスの乱れを防止するためには」、特例が認められた。つまり、経済全体のバランスをとるために必要な場合には、「予算に計上された投資総額」以上の起債を行うことが可能であった。

## 2 2009年の基本法改正—財政規律の強化—

その後、1970年代の石油危機、1990年の東西ドイツ統一、2008年のリーマン・ショック後の金融危機等を契機として財政赤字及び累積債務残高が増大した。1969年に改正された基本法第115条は、結果的に財政赤字を拡大して

しまうことが明らかになった。その主な原因は、「投資」が幅広く定義されていたこと<sup>(26)</sup>、また、どういふ場合を「経済全体のバランスの乱れ」とするかが明らかでなく、恣意的に「投資総額」の上限を超える起債が行われたことなどである<sup>(27)</sup>。さらに、景気の悪化を理由とした財政支出の増大は簡単であるが、景気が良好であることを理由として財政支出を減らすことは難しかった<sup>(28)</sup>。

そのため、財政規律に関する規定は2009年に再び改正され<sup>(29)</sup>、連邦及び州の起債を厳しく制限する規定が定められた。従来の規定が予算の策定のみを拘束していたのに対し、新しい規定は予算執行の側面をもコントロールするもので、監視勘定(Kontrollkonto)及び財政安定化評議会(Stabilitätsrat)の仕組みが設けられた。これらの仕組みは、財政制度がそれ自体の機能として財政赤字抑制的に働くことを期待したものである<sup>(30)</sup>。以下に、その概要を紹介する。

### (1) 財政収支均衡の原則(第109条)

連邦及び州の予算は、原則として、起債によらず収支を均衡させなければならないという原則及びその実施の詳細が定められた(起債制限)。起債制限規定によれば、年間の起債上限額は

(25) Zwanzigstes Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes vom 12. Mai 1969 (BGBl. I S.357). 1969年の財政関連規定の改正は大規模であり、全体としては連邦と州との共同任務及び財政調整、予算原則等に関する規定を含んでいた。大蔵省大臣官房「西ドイツにおける財政・予算制度の改革」『調査月報』59(12), 1970.12, pp.1-16を参照。

(26) Stefan Bajohr, „Öffentliche Investitionen: Fiktion und Realität oder „reich gerechnet, arm geworden“,“ *Wirtschaftsdienst*, 79(6), 1999.6, S.387. 「投資」の概念は、1990年に、予算原則法第10条第2項第2号第2文及び連邦予算法第13条第3項第2号第2文において規定された。当該規定によれば、軍事施設以外の建築、動産の取得(物件費に計上されず、軍事調達に当たらないもの)、不動産の取得、貸付金等が「投資」に該当する。また、投資額がグロス(粗投資額)で考慮されていた点についても、批判があった。

(27) Hanno Beck und Aloys Prinz, *Staatsverschuldung: Ursachen, Folgen, Auswege*, Bonn: Bundeszentrale für Politische Bildung, 2012, S.93f.

(28) Ingo von Münch, *Grundgesetz: Kommentar*, Band 2, 6. neubearbeitete Auflage, München: C.H.Beck, 2012, S.1312.

(29) Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 91c, 91d, 104b, 109, 109a, 115, 154d) vom 29. Juli 2009 (BGBl. I S.2248).

(30) Ulrich Bergmoser, *Zweckgerechte Vitalisierung des Budgetrechts der Legislative*, Berlin: Berliner Wissenschafts-Verlag, 2011, S.147f. 著者は、この制度により議会の予算議決権が制約されることになるが、これは、将来世代を考慮して正当化されると評している。しかし、毎年の財政赤字(起債額)のみをコントロールしようとする当該制度が、世代間公正の点からは是認できるか否かについては、疑念があるとしている。

構造的要素<sup>31)</sup>(連邦のみに適用)と景気要素(連邦及び州に適用)によって決まる。構造的要素として、名目 GDP の 0.35%<sup>32)</sup>までの起債は、特段の理由を付さずに認められる。また、景気要素も考慮され、景気に応じて起債を増減し、景気循環を通じて長期的に予算を均衡させる。

連邦も州も、自然災害又は国家の統制が及ばず、国家財政に甚大な影響を与える緊急非常事態<sup>33)</sup>の場合には、特例として起債を行うことができる。この特例を定めるときには、その償還についても定めなければならない。

(2) 連邦による起債の監視(第 115 条及び基本法第 115 条の実施に関する法律)

実際の起債額が予算上の起債額を超えた場合には、これを監視勘定に記録しなければならない。監視勘定の赤字の上限は、名目 GDP の 1.5% である。監視勘定の赤字額が名目 GDP の 1% を超えた場合には、景気の状態に応じ<sup>34)</sup>、翌年度予算の構造的要素による起債上限額は、当該 1% を超えた赤字額分、名目 GDP の 0.35% 以内の範囲で減額される。

自然災害又は国家の統制が及ばず、国家財政

に甚大な影響を与える緊急非常事態の場合には、連邦議会議員の過半数の議決に基づき、起債上限額を超える起債をすることができる。ただし、連邦議会は、このための償還計画をも議決しなければならない。

また、従来、連邦の特別財産<sup>35)</sup>の起債額は、連邦の起債額に含めないことができたが(旧第 2 項)、この規定が削除され、このような抜け道がなくなった<sup>36)</sup>。

(3) 経過規定及び財政健全化援助(第 143d 条及び財政健全化援助の供与に関する法律)

連邦は 2016 年度以降、州は 2020 年度以降、財政収支均衡の原則を遵守しなければならない。このため、連邦は、2011 年度以降、各年度の財政赤字額を減らしていかななければならない。州は、2020 年度までは、従前の州法の規定を適用することができる<sup>37)</sup>。

財政力の弱い 5 州(ベルリン、ブレーメン、ザールラント、ザクセン・アンハルト、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン)に対しては、2011 年度から 2019 年度まで、連邦と州が共同で財政支援を行う。この財政支援は、「財政健全化

31) 構造的要素による起債とは、景気とは関係のない起債をいう。起債の目的は、従来とは異なり、「投資」に限定されなくなった。Hanno Beck und Aloys Prinz, *op.cit.* (27), S.35. 構造的要素による起債により、後世代のための措置が可能となる。BT-Drs. 16/12410, S.6.

32) 連邦に認められる構造的な赤字の上限(名目 GDP の 0.35%)は、2005 年の改定により欧州安定成長協定に定められた中期財政目標を考慮したものである。この中期財政目標は、各国の状況に応じて個別に定められているが、ドイツの一般政府の財政赤字は名目 GDP の 0.5% 以内とされている。当初は、連邦と州に認められる構造的な赤字を、それぞれ名目 GDP 比 0.35% と 0.15% とする案があったが、州には構造的な赤字を認めないこととされた。Deutscher Bundestag und Bundesrat, *Die gemeinsame Kommission von Bundestag und Bundesrat zur Modernisierung der Bund-Länder-Finanzbeziehungen: Die Beratungen und ihre Ergebnisse*, Berlin, 2010, S.55, 82.

33) 「緊急非常事態」とは、例えば、外的な要因による金融危機において金融システムの維持のために国の介入が必要な事態やドイツ統一のような歴史的に大きな出来事である。BT-Drs. 16/12410, S.11.

34) この措置は、GDP ギャップがプラスの年に限り行われる。

35) 特別財産(Sondervermögen)とは、一又は複数の者の財産の一部であって、残余の部分から法的に分離され、法律によって特別の地位が容認されているが、それ自体に権利能力が付与されていないものをいう。田沢五郎『独 = 日 = 英ビジネス経済法制辞典』郁文堂、1999, p.841. 特別財産には、例えば、ERP(欧州復興計画)特別財産や特別財産「エネルギー・気候基金」がある。

36) BT-Drs. 16/12410, S.7.

37) 一部の州は、既に、その州の憲法において、起債額に上限を設ける規定を定めている。Deutsche Bundesbank, „Die Schuldenbremse in Deutschland – Wesentliche Inhalte und deren Umsetzung,“ *Monatsbericht*, 2011.10, S.34.

援助」と呼ばれ、毎年の総額は8億ユーロである。財政健全化援助を受ける各州は、2011年度から2019年度の各年度の財政赤字を、2010年度の財政赤字実績から10分の1ずつ削減していかなければならない。これを遵守することができなかった州は、財政健全化援助を得ることができない。

(4) 財政安定化評議会（第109a条及び財政安定化評議会の設置及び財政非常事態の回避に関する法律）

連邦及び州は、財政非常事態を回避するために、財政安定化評議会を設置する。財政安定化評議会は、連邦及び州の予算を定期的に監視し<sup>(38)</sup>、連邦又は特定の州において財政非常事態のおそれを認めた場合には、財政再建の手続を執行する<sup>(39)</sup>。

おわりに—最近の動向—

連邦は、2011年度以降、赤字を着実に減らしており、2012年度以降の構造的な起債の実

績は、基本法で定められた名目GDPの0.35%という基準を下回っている<sup>(40)</sup>。州においては、その規模や財政力により差が見られるが、全体としては節約を強める傾向にある<sup>(41)</sup>。このようにして、ドイツは、一般政府（連邦、州、地方公共団体及び社会保障基金）の累積債務残高をも徐々に減らしていくことを計画している<sup>(42)</sup>。

連邦政府提出の2015年度の連邦予算案は、2014年11月28日、修正の上、連邦議会により議決された<sup>(43)</sup>。修正後の2015年度予算は、歳出歳入ともに総額2991億ユーロ（投資支出264億5千万ユーロ）である。2015年度には起債は行われぬ。財政収支均衡の達成は、1969年度以来のことである。<sup>(44)</sup>

しかし、フランスやイギリスは、ドイツの欧州における経済成長牽引の役割を期待し、ドイツに対して、経済成長と雇用の確保のために、投資のための財政支出を増やすよう求めている<sup>(45)</sup>。これに対し、シュオイブレ（Schäuble）連邦財務大臣（CDU）は、赤字を解消し、安定した財政政策を行うことによって経済成長を促進し、雇用を増やすことができるのであって、財政支

(38) 財政安定化評議会は、年に2回以上会議を行う。同評議会は、①景気循環調整済み構造的財政収支（住民1人当たり）、②歳出に占める起債の割合、③累積債務残高、④税収に占める利払費の割合の4つの基準値に基づいて、連邦及び州の予算を監視する。財政安定化評議会のウェブサイト参照。〈[http://www.stabilitaetsrat.de/DE/Aufgaben/Haushaltsueberwachung%20zur%20Vermeidung%20von%20Haushaltsnotlagen/Kennziffern/Kennziffern\\_node.html](http://www.stabilitaetsrat.de/DE/Aufgaben/Haushaltsueberwachung%20zur%20Vermeidung%20von%20Haushaltsnotlagen/Kennziffern/Kennziffern_node.html)〉

(39) 財政安定化評議会については、監視の手続が遅く、財政再建の手続までに時間がかかること、制裁措置がないこと等から、その効果を疑問視する指摘もある。Deutsche Bundesbank, *op. cit.* (37), S.22.

(40) 連邦財務省のウェブサイト参照。〈[http://www.bundesfinanzministerium.de/Web/DE/Themen/Oeffentliche\\_Finanzen/Entwicklung\\_Oeffentliche\\_Finanzen/entwicklung\\_oeffentliche\\_finanzen.html](http://www.bundesfinanzministerium.de/Web/DE/Themen/Oeffentliche_Finanzen/Entwicklung_Oeffentliche_Finanzen/entwicklung_oeffentliche_finanzen.html)〉

(41) しかし、第二章2(3)に記したとおり州の経過期間は連邦より長いこと等により、各州における赤字削減の実施は連邦より遅れる傾向にある。Deutsche Bundesbank, *op. cit.* (37), S.33. また、2014年前半は、州の支出傾向が2013年前半より増大していた。“Der Gürtel sitzt wieder lockerer,” *Handelsblatt*, 12. August 2014, S.8f.

(42) BT-Drs. 18/2001, S.9. EUのマーストリヒト条約で定める基準（累積債務残高をGDP比60%以下にすること）の達成を目的とする。ドイツの2012年の累積債務残高は、GDP比の80%を超えていた。2013年はこの比率が78.4%に下がり、2014年には76%とすることが予定されている。

(43) BT-Drs. 18/2000, 2823.

(44) 連邦議会のウェブサイト参照。〈[http://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2014/kw46\\_pa\\_haushalt/340794](http://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2014/kw46_pa_haushalt/340794)〉

(45) “Solo für Deutschland,” *Handelsblatt*, 13. Oktober 2014, S.4f. その後、連邦財務大臣は、2016年から2018年までに追加的な投資プログラムとして100億ユーロを支出することを発表した。“Zehn Milliarden Euro für die Konjunktur,” *FAZ*, 7. November 2014, S.1.

出を増やすことによるのではないと主張している<sup>(46)</sup>。これは、国家が借金を減らすことにより投資家や企業の信頼を得て、企業の投資意欲を強める結果、経済成長率や雇用が改善するという考えである<sup>(47)</sup>。この考えは社会的市場経済のものであり、70年代以降揺らいできた社会的市場経済の本来の理念に立ち戻ろうとする動き

でもある<sup>(48)</sup>。

はたして、財政収支均衡という規律と経済成長は両立しうるのか、ドイツの新しい財政規律が実際にどのような効果を持つか、今後の行方が注目される。

(わたなべ ふくこ)

表 基本法における財政規律に関する規定の変遷と関連する主要な法律

	基本法第 109 条 (連邦及び州の予算運営)	基本法第 110 条 (連邦の予算)	基本法第 115 条 (連邦の起債)	関連法律
1949		・ 予算は、歳入及び歳出を均衡させなければならない。(第2項第2文)	・ 起債は、非常の需要がある場合に、特定の支出目的に限る。(第1文)	
1967	・ 経済全体のバランスを考慮した予算運営を行わなければならない。(第2項)	・ 財政収支均衡の原則が第1項第2文となる。		・ 経済安定成長促進法
1969			・ 旧第1文の削除 ・ 起債の上限額は、予算に計上された投資総額。ただし、経済全体のバランスの乱れを防止するためには、特例が許容される。(第1項第2文) ・ 連邦の特別財産の起債額は、法律により、特例として連邦の起債額に含めないことができる。(第2項)	
2009	・ 原則として起債によらない収支均衡。構造的要素としての起債は、名目 GDP の 0.35% を限度として連邦にのみ許容。景気要素による起債は、連邦と州の双方に許容。自然災害や緊急非常事態の際の起債を連邦と州の双方に許容するが、償還計画が必要。(第3項)		・ 旧第1項第2文及び旧第2項の削除 ・ 実際の起債額が予算上の起債額を超えた場合には、超過額を監視勘定に記録。監視勘定の赤字が名目 GDP の 1.5% を超えた場合には、景気の状態に応じてこれを解消する。自然災害や緊急非常事態の際の起債には、連邦議会議員の過半数の議決が必要。(第2項)	・ 基本法第 115 条の実施に関する法律 ・ 財政安定化評議会の設置及び財政非常事態の回避に関する法律 ・ 財政健全化援助の供与に関する法律

出典：筆者作成。

(46) BT-Plpr. 18/49, S.4460, 4464.

(47) CDU/CSU, *Gemeinsam erfolgreich für Deutschland: Regierungsprogramm 2013-2017*, [2013], S.5. (<http://www.cdu.de/sites/default/files/media/dokumente/regierungsprogramm-2013-2017-langfassung-20130911.pdf>)

(48) Jürgen Löwe, *op. cit.* (21). 1970年代以降、景気対策のための財政支出増、社会民主党 (SPD) と自由民主党 (FDP) の連立政権時代における (1969-1982) 社会的給付の増加等により、社会的市場経済の概念の理解が変化してきた。

## ドイツ連邦共和国基本法（抄）

### Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 行政法務調査室主任 山口 和人訳

#### 第 109 条 [連邦及び州における予算の運営]

- (1) 連邦及び州は、予算の運営について、独立であり、相互に依存しない。
- (2) 連邦及び州は、欧州共同体設立条約第 104 条の規定に基づく欧州共同体の立法から生じる予算規律の遵守に関するドイツ連邦共和国の義務を共同して履行し、この枠組みにおいて、経済全体の均衡の必要性を考慮する。
- (3) 連邦及び州の予算は、原則として信用からの収入によることなく収支を均衡させなければならない。連邦及び州は、通常の状態から逸脱した景気の推移の影響を、好況及び不況いずれの場合においても等しく考慮に入れるための規定並びに自然災害又は国の統御を離れ国の財政状態を著しく毀損する異常な緊急状態の場合のための例外規定を設けることができる。例外規定のためには、対応する弁済に関する規定を設けなければならない。連邦予算についての詳細は、信用からの収入が名目国内総生産の 0.35% を超えない場合には第 1 文の規定に合致することを基準として、第 115 条により定める。州の予算についての詳細は、信用からのいかなる収入も許容されない場合に第 1 文の規定に合致することを基準として、各州が憲法上の権限の範囲内で定める。

- (4) 連邦参議院の同意を必要とする連邦法律により、連邦及び州に対し共通に適用される、予算法、景気変動に応じた予算の運営及び多年度財政計画に関する原則を定めることができる。
- (5) 欧州共同体設立条約第 104 条における諸規定に関連する、予算規律の遵守に関する欧州共同体の制裁措置は、連邦と州が 65 対 35 の割合で負担する。州に割り当てられる負担の 35% は、州の住民数に応じて諸州全体が連帯して担い、州に割り当てられる負担の 65% は、各州が負担の原因への各州の寄与度に応じて負担する。詳細は連邦参議院の同意を必要とする連邦法律で定める。

#### 第 109a 条 [予算上の緊急事態の回避]

予算上の緊急事態を回避するため、連邦参議院の同意を必要とする連邦法律により、次の事項について定める。

1. 連邦及び州の予算運営を、両者に共通の会議体（安定評議会）によって継続的に監視すること。
2. 予算上の緊急事態のおそれを確認するための要件及び手続
3. 予算上の緊急事態を回避するための再建プログラムの立案及び実施のための諸原則

\* ここに抜粋する基本法の規定は、Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 91c, 91d, 104b, 109, 109a, 115, 154d) vom 29. Juli 2009 (BGBl. I S.2248) による改正後の基本法における財政規律に関する規定である。本邦訳は、山口和人「ドイツの第二次連邦制改革（連邦と州の財政関係）(1) —基本法の改正」『外国の立法』no.243, 2010.3, pp.12-18 の「2009年7月29日の基本法を改正する法律（第91c条、第91d条、第104b条、第109条、第109a条、第115条、第143d条）（連邦法律公報第I部2248頁）に関する新旧対照表」から、関連する規定を再掲するものである。〈[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1166438\\_po\\_024301.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166438_po_024301.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)〉インターネット情報は、2014年11月28日現在である。なお、各条文の見出しは、便宜的に訳者が付したものである。



安定評議会の議決及びその基礎となった審議資料は、公開しなければならない。

### 第 115 条 [連邦による信用調達]

- (1) 将来の会計年度において支出をもたらすかもしれない信用の調達、並びに人的及び物的保証その他の保証の引受けは、連邦法律による、その額が特定されるか又は特定されうる授權を必要とする。
- (2) 収入と支出とは、原則として信用からの収入によることなく均衡させなければならない。信用からの収入が名目国内総生産の 0.35% を超えない場合には、当該原則に合致する。加えて、通常の状態から逸脱した景気の推移に際して、予算に対するその影響を好況及び不況いずれの場合においても等しく考慮に入れなければならない。第 1 文から第 3 文までの規定により許容される信用の上限からの事実上の信用調達の逸脱は、監視勘定上に記録されることとし、名目国内総生産の 1.5% の限界値を超える負担は、景気の状態に応じて解消しなければならない。詳細、特に財政上の取引行為を巡る収入及び支出の清算並びに景気循環調整手続に基づき景気の推移を考慮した年間の純信用調達の上限の計算のための手続並びに事実上の信用調達の法定の上限からの逸脱の監視及び調整は連邦法律により定める。自然災害又は国の統御を離れ国の財政状態を著しく毀損する異常な緊急状態の場合には、当該信用の上限は、連邦議会議員の過半数の議決に基づき、これを超過することができる。当該議決には、弁済計画を付さなければならない。第 6 文の規定により調達された信用の償還は、相当の期間内に行わなければならない。

### 第 143d 条

- (1) 2009 年 7 月 31 日まで効力を有する法文に

おける第 109 条及び第 115 条の規定は、2010 会計年度まで適用する。2009 年 8 月 1 日以降に効力を有する法文における第 109 条及び第 115 条の規定は、2011 会計年度以降に適用するが、設立済みの特別財産に対して 2010 年 12 月 31 日現在において存在する信用調達の授權は、影響を受けない。州は、2011 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までの間においては、効力を有する州法上の規定を基準として、第 109 条第 3 項の定める基準を逸脱することが許される。州の予算は、2020 会計年度において第 109 条第 3 項第 5 文の定める基準が満たされるよう編成しなければならない。連邦は、2011 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日までの間においては、第 115 条第 2 項第 2 文の定める基準を逸脱することができる。既存の赤字の解消は、2011 会計年度から開始するものとする。毎年の予算は、2016 会計年度においては第 115 条第 2 項第 2 文の定める基準が満たされるよう編成しなければならない。詳細は連邦法律により定める。

- (2) 第 109 条第 3 項に定める基準を 2020 年 1 月 1 日以降遵守することに対する支援として、ベルリン、ブレーメン、ザールラント、ザクセン・アンハルト及びシュレスヴィヒ・ホルシュタインの各州に対して、2011 年から 2019 年までの期間について、連邦予算から毎年総額 8 億ユーロの財政強化援助を供与することができる。このうちブレーメンに 3 億ユーロ、ザールラントに 2 億 6000 万ユーロ、ベルリン、ザクセン・アンハルト及びシュレスヴィヒ・ホルシュタインの各州に各々 8000 万ユーロが配分される。当該援助は、連邦参議院の同意を得た連邦法律の定める基準に従った行政協定に基づいて行われる。援助の供与は、2020 年末までに財政赤字を完全に解消することを前提とする。詳細、特に

年々の財政赤字解消の度合、安定評議会による財政赤字解消の監視及び解消の度合を遵守しない場合の効果については、連邦参議院の同意を得た連邦法律及び行政協定により定める。極度の財政的窮乏を根拠として財政強化援助及び財政再建援助を同時に供与することはできない。

(3) 財政強化援助の供与から生じる財政上の負担は、連邦と州が折半して負うものとし、州の負担分については、付加価値税に対する持分から賄うものとする。詳細は連邦参議院の同意を得た連邦法律により定める。

(やまぐち かずと)

# 基本法第 115 条の実施に関する法律

Gesetz zur Ausführung von Artikel 115 des Grundgesetzes

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 渡辺 富久子 訳

## 第 1 条 起債権限

次の各号に掲げる目的のために、連邦財務省が起債することができる上限額は、予算法律で定める。

1. 歳入不足を補うため
2. 日常の国庫の資金繰りを維持するため  
(資金繰り債)

資金繰り債を償還する場合に限り、起債権限を繰り返し行使することができる。資金繰り債においては、起債された会計年度の経過後 6 月以内に満期を設定しなければならない。

## 第 2 条 歳入不足を補うための起債見積りの原則

- (1) 通常の見積りの場合における歳入及び歳出の見積りは、原則として起債をしないで均衡させなければならない。歳入及び歳出は、金融取引によって清算しなければならない。名目国内総生産の 0.35% までの起債は、構造的な要素として許容される。
- (2) 当該会計年度において通常と異なる景気変動が予測される場合には、第 1 項の規定による起債見積りの上限額は、当該景気変動が予算に及ぼす影響により、起債又は歳入超過の額に応じて、景気要素として変動する。

## 第 3 条 金融取引による清算

第 2 条第 1 項第 1 文前半の歳出には、株式

取得費、公的部門への返済金及び貸付金は含まないものとし、第 2 条第 1 項第 1 文前半の歳入には、株式売却費、公的部門における起債及び貸付金償還金は含まないものとする。

## 第 4 条 構造的な起債の許容額を決定する根拠

第 2 条第 1 項第 2 文に基づき許容される構造的な起債の決定にあたって基準となる国内総生産は、連邦統計庁の調査によるものとする。当該予算の 1 年前の名目国内総生産を基準とする。

## 第 5 条 景気要素

- (1) 第 2 条第 2 項の景気変動に応じた起債又は歳入超過の見積額は、通常と異なる景気変動が予測されたときは、当該予測に基づいて算出する。
- (2) 通常と異なる景気とは、経済全体の生産能力の利用率の過小又は過大が予測される場合をいう (国内総生産ギャップ)。これは、景気循環調整済みの潜在国内総生産が当該予算年度の国内総生産予測と異なる場合とする。
- (3) 景気要素は、国内総生産ギャップに、経済活動全体の変化に伴う連邦の歳入及び歳出の変化を示す予算感度 (Budgetsensitivität) を乗じて得た数とする。
- (4) 景気要素を特定する手続は、欧州安定成長協定で定められた景気循環調整手続と整合す

\* Gesetz zur Ausführung von Artikel 115 des Grundgesetzes (Artikel 115-Gesetz – G 115) vom 10. August 2009 (BGBl. I S.2702, 2704), das durch Artikel 4 des Gesetzes vom 15. Juli 2013 (BGBl. I S.2398) geändert worden ist. 本邦訳は、渡辺富久子「ドイツの第二次連邦制改革 (連邦と州の財政関係) (2) 一財政赤字削減のための法整備―」『外国の立法』no.246, 2010.12, pp.86-95. の「基本法第 115 条の規定の施行に関する法律」を若干修正し、その後の改正部分をも含めたものである。〈[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050576\\_po\\_02460004.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050576_po_02460004.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)〉インターネット情報は、2014 年 11 月 28 日現在である。

るものとし、その細則については、連邦財務省が連邦経済技術省と協議して、連邦参議院の同意を必要としない法規命令で定める。当該手続は、定期的に科学的知見を踏まえて見直ししながら整備するものとする。

## 第6条 特例

自然災害又は国家の統制が及ばず、国家財政に甚大な影響を与える緊急非常事態の場合には、第2条の起債の額の上限は、基本法第115条第2項第6文に規定する連邦議会の議決により、これを超えることができる。この議決には、償還計画を付さなければならない。第1文の規定による起債は、相当の期間内に償還しなければならない。

## 第7条 監視勘定

- (1) 実際の起債額が、当該会計年度の経過後に景気が予算に対して実際に及ぼした影響を考慮した第2条の上限額と異なる場合には、差額を差引勘定（監視勘定）に記録する。基本法第115条第2項第6文に規定する特例が適用された場合には、当該議決による起債額を減じて得た額を記録しなければならない。監視勘定に記録する額は、毎年、当該会計年度の翌年の3月1日に決定し、その後更新して、当該会計年度の翌年の9月1日に確定するものとする。
- (2) 監視勘定の赤字は、解消するように努めなければならない。監視勘定の赤字は、名目国内総生産の1.5%を上限として、これを超えてはならない。基準となる国内総生産は、第

4条の規定に基づき決定する。

- (3) 監視勘定の残高が赤字である場合において、その赤字額が名目国内総生産の1%を超えるときは、第2条第1項第2文の規定に基づく起債の上限額は、翌年に、当該1%を超えた赤字額分を名目国内総生産の0.35%以内の範囲で減額する。ただし、減額は、国内総生産ギャップがプラスの年に限り行うものとする。

## 第8条 補正予算の特例

補正予算においては、第2条第1項第2文の規定による起債の上限額は、税収見積りの3%に相当する額まで増額することができる。補正予算においては、支出の増加又は収入の減少をもたらす新たな措置を計上してはならない。景気要素を算定するために、経済変動予測のみを更新する。第7条の規定は、その適用を妨げない。

## 第9条 経過規定

- (1) この法律は、2011年度から連邦予算に適用する。
- (2) 2011年1月1日から2015年12月31日までの期間においては、2010年度予算の構造的な赤字を、2011年度以降毎年同額ずつ削減することを原則として、第2条第1項の規定を適用する。
- (3) 第7条の規定は、2015年12月31日をもって、2011年度から2015年度までに監視勘定に累積した残高をゼロとすることとして適用する。<sup>(1)</sup>

(わたなべ ふくこ)

(1) 第9条第3項は、Gesetz zur innerstaatlichen Umsetzung des Fiskalvertrags vom 15. Juli 2013 (BGBl. I S.2398) により挿入された規定である。

# 財政安定化評議会の設置及び財政非常事態の回避に関する法律

Gesetz zur Errichtung eines Stabilitätsrates und zur Vermeidung von Haushaltsnotlagen

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 渡辺 富久子訳

## 第1条 財政安定化評議会

(1) 連邦及び州は、財政非常事態を回避するために、財政安定化評議会を設置する。財政安定化評議会は、次の各号に掲げる大臣により構成される。

1. 連邦財務大臣
2. 州の財務担当大臣
3. 連邦経済技術大臣

財政安定化評議会は、連邦政府に置く。

(2) 財政安定化評議会の議長は、連邦財務大臣及び州の財務大臣会議<sup>(1)</sup>の議長が共同で務める。

(3) 財政安定化評議会は、年に2回以上、必要に応じ会議を行う。会議は秘密会とし、非公開とする。

(4) 財政安定化評議会の議決は、連邦の票及び州の3分の2以上の多数をもって行う。連邦については、連邦財務大臣が投票するものとする。個別各州に関する議決においては、当該各州は、議決権を有しない。連邦に関する議事は、第1文の規定にかかわらず、議決権

を有する委員の3分の2の多数で決する。議決及びその基礎となった審議資料は、公開する。

(5) 財政安定化評議会は、議事規則を定める。議事規則においては、やむを得ない場合における代理についても規定する。

(6) 財政安定化評議会の事務を補助するために事務局を置き、事務局員は連邦財務省職員1人及び州の財務大臣会議が指名する者1人とする。

## 第2条 財政安定化評議会の任務

財政安定化評議会の任務は、連邦及び州の予算の定期的な監視並びに第5条に規定する財政再建手続の執行とする。財政安定化評議会は、予算原則法第51条第2項に規定する一般政府の構造的な財政赤字の上限額が遵守されているか否かを監視する<sup>(2)</sup>。財政安定化評議会には、法律によりその他の事務を委任することができる。

\* Gesetz zur Errichtung eines Stabilitätsrates und zur Vermeidung von Haushaltsnotlagen (Stabilitätsratsgesetz – StabiRatG) vom 10. August 2009 (BGBl. I S.2702), das durch Artikel 2 des Gesetzes vom 15. Juli 2013 (BGBl. I S.2398) geändert worden ist. 本邦訳は、渡辺富久子「ドイツの第二次連邦制改革（連邦と州の財政関係）(2) —財政赤字削減のための法整備—」『外国の立法』no.246, 2010.12, pp.86-95.の「財政安定化評議会の設置及び財政非常事態の回避に関する法律」を若干修正し、その後の改正部分をも含めたものである。〈[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050576\\_po\\_02460004.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050576_po_02460004.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)〉以下、インターネット情報は、2014年11月28日現在である。

(1) 財務大臣会議は、16州の財務大臣がそのメンバーとなっている。財務大臣会議は、州域をまたがる財政上の管轄事項の調整及び立法と関係のない連邦管轄事項の調整等を主な任務とする。財務大臣会議は、年に2回開催される。ヘッセン州財務省のウェブサイトを参照。〈[https://finanzen.hessen.de/sites/default/files/HMdF/die\\_finanzministerkonferenz\\_aufgaben\\_und\\_arbeitsweise.pdf](https://finanzen.hessen.de/sites/default/files/HMdF/die_finanzministerkonferenz_aufgaben_und_arbeitsweise.pdf)〉

(2) この一文は、2013年の次の法律により挿入された規定である。Gesetz zur innerstaatlichen Umsetzung des Fiskalvertrags vom 15. Juli 2013 (BGBl. I S.2398). 予算原則法第51条第2項は、一般政府（連邦、州、地方自治体及び社会保障基金）の構造的な財政赤字は名目GDPの0.5%を超えてはならないことを定めている。

### 第3条 定期的な予算監視

- (1) 財政安定化評議会は、定期的に、連邦及び各州の予算の現状及び推移を監視する。
- (2) 財政安定化評議会は、毎年、連邦及び各州の予算の状況を審議する。審議は、連邦及び各州の報告に基づいて行うこととし、当該報告には、予算の現状及び財政計画に関する所定の指標、基本法に定める起債制限の遵守状況並びに共通の仮定に基づく中期的な予算の推移の見込みを記載するものとする。財政安定化評議会は、一般的かつ適切な指標を定める。
- (3) 所定の予算指標及び財政安定化評議会の結論は、公開する。

### 第4条 財政非常事態のおそれ

- (1) 財政安定化評議会は、第3条第2項の各指標について、財政非常事態のおそれがある状況を示すものとして一般的な基準値<sup>(3)</sup>を決定する。連邦については、州とは異なる基準値を定めなければならない。
- (2) 財政安定化評議会は、次の各号に掲げる場合において、連邦又は特定の州で財政非常事態のおそれがあるか否かを検査する。
  1. 通常の予算監視において、連邦又は特定の州の予算が逼迫するおそれのある状況を示した場合
  2. 連邦又は特定の州において、第3条第2項に定める指標の過半数が第1項にいう基準値を超える場合又は予算についてこれと同様の推移が見込まれる場合
- (3) 検査においては、当該予算と関連するあらゆる分野を包括的に考慮する。連邦及び州は、当該検査のために必要な情報を提供する義務

を負う。

- (4) 検査結果は、財政安定化評議会の次回の会議で報告する。報告書においては、連邦又は当該州において財政非常事態のおそれがあるか否かを表明し、それに応じた勧告を行う。
- (5) 財政安定化評議会は、第4項の検査報告に基づいて、連邦又は当該州において財政非常事態のおそれがあるか否かを議決する。

### 第5条 財政再建手続

- (1) 財政安定化評議会在第4条第5項に基づいて連邦又は特定の州において財政非常事態のおそれを確認した場合には、財政安定化評議会は、連邦又は当該州と財政再建計画を合意して作成する。連邦又は当該州は、このために提案を行う。財政再建計画は通常5か年とし、これには、新規起債額の削減目標及び適切な再建措置を記載する。適切な再建措置は、連邦又は当該州が自らの権限の範囲で実行できるものとする。
- (2) 連邦及び州は、自らの責任において合意した財政再建計画を実行し、新規起債額の削減目標の遵守状況を、半年に一度、財政安定化評議会に報告する。実際の新規起債額が合意した新規起債額と異なる場合には、財政安定化評議会は、連邦又は当該州と協議して、その他の措置が必要か否か及びどのような措置が必要か検討する。
- (3) 連邦又は当該州が不適切又は不十分な財政再建措置案を提示した場合、又は合意した措置の実施が不十分な場合には、財政安定化評議会は、財政再建強化の要請を議決する。財政安定化評議会は、要請後1年以内に、連邦又は当該州が財政再建のために必要な措置を

(3) 基準値は、①景気循環調整済み構造的財政収支（住民1人当たり）、②歳出に占める起債の割合、③累積債務残高、④税収に占める利払費の割合の4つである。財政安定化評議会のウェブサイトを参照。〈[http://www.stabilitaetsrat.de/DE/Aufgaben/Haushaltsueberwachung%20zur%20Vermeidung%20von%20Haushaltsnotlagen/Kennziffern/Kennziffern\\_node.html](http://www.stabilitaetsrat.de/DE/Aufgaben/Haushaltsueberwachung%20zur%20Vermeidung%20von%20Haushaltsnotlagen/Kennziffern/Kennziffern_node.html)〉

講じたか否かを検査する。必要な措置が講じられていなかった場合には、財政安定化評議会は、連邦又は当該州に対して、財政再建努力を強化するよう、再度要請する。

- (4) 財政再建計画合意後、財政安定化評議会は、連邦又は当該州の財務状況を検査する。合意された財政再建計画を完全に実施しても財政非常事態のおそれがある場合に備えて、財政安定化評議会は、連邦又は当該州と新しい財政再建計画を合意して作成する。

#### 第6条 予算原則法第51条第2項に規定する一般政府の構造的な財政赤字の上限額の遵守

- (1) 財政安定化評議会は、一般政府の財政赤字額の見積りを基に、年に2回、現在年及び今後4年間について、予算原則法第51条第2項に規定する一般政府の構造的な財政赤字の上限額が遵守されているか否かを検査する。
- (2) 検査の結果、一般政府の構造的な財政赤字が上限額を超過していることが判明した場合には、財政安定化委員会は、超過する財政赤字額の解消に適切な措置を勧告する。その際、規則 (EU) No.1175/2011 (OJ L306, 23.11.2011, p.12) により最終改正された財政状況の監視並びに経済政策の監視及び調整の強化に関する1997年7月7日の欧州理事会規則 (EC) No.1466/97 (OJ L209, 2.8.1997, p.1) の規定による欧州理事会の勧告を考慮しなければならない。財政安定化評議会が議決した勧告は、連邦政府及び各州政府に送付され、当該勧告は、各政府からさらに各々の議会に送付される。

- (3) 財政安定化評議会が第2項に規定する勧告を議決しなかった場合には、財政安定化評議会の議長は、検査結果及び財政安定化評議会において協議した措置を記載した報告書を連邦政府及び州政府に送付し、各政府は、当該報告書をさらに各々の議会に送付する。この報告書には、第7条第3項に規定する財政安定化評議会の独立諮問委員会の評価及び勧告を添付しなければならない。<sup>(4)</sup>

#### 第7条 財政安定化評議会の独立諮問委員会

- (1) 予算原則法第51条第2項に規定する一般政府の構造的な財政赤字の上限額の遵守の監視に際し、財政安定化評議会を補佐するため、独立諮問委員会を設置する。諮問委員会は、委員の3分の2以上の多数により議事規則を定める。諮問委員会の費用は、連邦と州が折半して負担する。
- (2) 諮問委員会の委員は、ドイツ連邦銀行の代表及び経済全体の推移を鑑定する専門機関の代表各1名、景気予測を行う研究機関の代表1名、連邦及び州が財政安定化評議会における代表を通じて5年間の任期で指名する専門家各2名並びに地方自治体の連合組織 (kommunale Spitzenverbände)<sup>(5)</sup>及び社会保険の上部団体が5年間の任期で指名する専門家各1名とする。
- (3) 諮問委員会は、予算原則法第51条第2項に規定する一般政府の構造的な財政赤字の上限額の遵守について態度を表明する。諮問委員会が、(一般政府の構造的な財政赤字の) 上限額を超過しているという見解に至った場合には、諮問委員会は、超過する財政赤字額

(4) 第6条及び第7条は、Gesetz zur innerstaatlichen Umsetzung des Fiskalvertrags vom 15. Juli 2013 (BGBl. I S.2398) により挿入された規定である。

(5) ドイツ都市会議 (Deutscher Städtetag)、ドイツ市町村連盟 (Deutscher Städte- und Gemeindebund)、ドイツ郡会議 (Deutscher Landkreistag) があり、地方自治体が連邦や州に直接働きかけるための連合組織である。自治体国際化協会編『ドイツの地方自治』2009, pp.102-103.

の解消に適切な措置を勧告する。諮問委員会の議長は、この限りにおいて、財政安定化評議会の審議に参加する。

(4) 諮問委員会が提出した評価及び勧告は、公開する。

(わたなべ ふくこ)



# 財政健全化援助の供与に関する法律

## Gesetz zur Gewährung von Konsolidierungshilfen

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 渡辺 富久子訳

### 第1条 財政健全化援助

(1) 基本法第109条第3項に定める基準を2020年1月1日以降遵守することに対する支援として、ベルリン、ブレーメン、ザールラント、ザクセン・アンハルト、シュレスヴィヒ・ホルシュタインの各州は、この法律による行政協定<sup>(1)</sup>に基づき、2011年から2019年までの間、連邦予算から毎年総額8億ユーロの財政健全化援助(Konsolidierungshilfen)を受けすることができる。

(2) 第1項に基づく財政健全化援助の年額は、次のように各州に配分する。

ベルリン	8千万ユーロ
ブレーメン	3億ユーロ
ザールラント	2億6千万ユーロ
ザクセン・アンハルト	8千万ユーロ
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	8千万ユーロ

(3) 財政健全化援助は、当該年の7月1日に、年額の3分の2を連邦財務省が支払う。残額は、第2条の要件を満たしている場合には、翌年の7月1日に支払う。第2条の要件を満たしていない場合には、受領済みの3分の2の額を含めて返還しなければならない。

(4) 財政健全化援助及び極度の財政非常事態

を理由とした財政再建援助(Sanierungshilfe)を同時に受けることはできない。

### 第2条 財政健全化義務

(1) 第1条第1項に掲げる州で、2010年に財政赤字のあったものは、2011年から2020年までの期間に、構造的な財政赤字を完全に解消する義務を負う。その際、年間の財政赤字の上限額を遵守しなければならない。2010年の財政赤字(初期値)を10分の1削減した額を、2011年の上限額とする。2012年以降は、前年の上限額から初期値の10分の1を減じた額を、当該年の上限額とする。第1条第1項に掲げる州で、2010年の財政赤字を解消させたものは、2011年から2019年までの期間においても、少なくとも財政収支の均衡を維持する義務を負う。受領した財政健全化援助は、財政収支調査においてははなしものとみなす。この法律において財政収支とは、金融取引による収支を含むものとする。景気の影響を直接受けた変動は、調整することができる。

(2) 年度の経過後に、財政安定化評議会の設置及び財政非常事態の回避に関する法律第1条の規定により設置された財政安定化評議会

\* Gesetz zur Gewährung von Konsolidierungshilfen (Konsolidierungshilfengesetz – KonsHilfG) vom 10. August 2009 (BGBl. I S.2705). 本邦訳は、渡辺富久子「ドイツの第二次連邦制改革(連邦と州の財政関係)(2)―財政赤字削減のための法整備―」『外国の立法』no.246, 2010.12, pp.86-95.の「財政健全化援助の供与に関する法律」を若干修正し、再掲するものである。〈[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050576\\_po\\_02460004.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050576_po_02460004.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)〉以下、インターネット情報は、2014年11月28日現在である。

(1) 連邦は、ベルリン、ブレーメン、ザールラント、ザクセン・アンハルト、シュレスヴィヒ・ホルシュタインの各州と個別に、財政健全化援助の供与に関する行政協定を2011年に締結した。財政安定化評議会のウェブサイトを参照。〈[http://www.stabilitaetsrat.de/DE/Dokumentation/Ueberwachung-Konsolidierungshilfen/Verwaltungsvereinbarungen/VV\\_node.html](http://www.stabilitaetsrat.de/DE/Dokumentation/Ueberwachung-Konsolidierungshilfen/Verwaltungsvereinbarungen/VV_node.html)〉

は、この法律の第1条第1項に掲げる州について個別に、経過した年度の財政収支の上限が遵守されているか否か検査し、確認する。理由のある例外的な状況においては、財政安定化評議会は、第1項第2文から第5文に規定する財政収支の上限を超過したことを考慮しない。財政安定化評議会は、翌年の6月1日までにその決定を行う。

- (3) 第2項に規定する財政収支の上限が遵守されていないことを確認したときには、財政安定化評議会は、当該州に警告を発する。

### 第3条 資金源

財政健全化援助に要する財政負担は、連邦と州で折半する。第1条第2項の規定による支払いのうち、連邦の負担する額は、年間4

億ユーロとする。第2条第3項の規定により、州による財政健全化援助の請求権がなくなった場合には、連邦及び州の負担額は、それに応じて減額する。

### 第4条 行政協定

財政健全化援助は、行政協定に基づき行うこととする。援助の支払方法、2010年の財政収支の定義及び額、各州における2010年の財政赤字解消計画、財政安定化評議会による財政赤字解消の監視の細則並びに州が赤字解消計画を遵守しなかった場合の手続その他この法律の実施に関し必要な細則は、行政協定で定める。

(わたなべ ふくこ)